

令和7年度寒河江市さくらんぼ作業負担軽減安全確保事業費補助金

さくらんぼを栽培している市内在住の農業者が、さくらんぼ作業用の高所作業機、乗用草刈機、選果機を購入する場合、予算の範囲内で補助金を交付します。

◇補助対象者等一覧

対象者区分	対象経費	補助率	採択件数
10a以上のさくらんぼを栽培する農業者で、 果樹用高所作業機を導入しようとする方	高所作業機1台の取得費用	税抜価格の3分の1以内または 20万円のいずれか低い額以内 の額	4件程度
20a以上のさくらんぼを栽培する農業者で、 乗用草刈機を導入しようとする方	乗用草刈機1台の取得費用		10件程度
20a以上のさくらんぼを栽培する農業者で、 さくらんぼ選果機を導入しようとする方	選果機1台の取得費用		1件程度

◇申込方法

✓ お申込みをご希望される方は、農林課農業振興係まで事前にご連絡ください。

予算額を超過する場合は、選考申込書の内容を審査し、次の基準により採点し補助金交付対象者を決定します。

- ・ 認定農業者 ・ 「目標地図」に位置付けられた者 ・ さくらんぼ作付面積
- ・ 雨よけ施設または加温・無加温ハウス面積 ・ 当該事業の過去の使用状況、申込状況等

✓ 農林課にお越しの際に ①選考申込書（来庁時記入可）②カタログの写し ③見積書 ④ほ場位置図を持参ください

※交付決定を受ける前に着手された場合には、本補助金の対象となりませんのでご注意ください。

◇申請期間 令和7年5月13日（火）まで